

Heartfelt + Custom-made + Medical Care

厚生労働省大臣が定める揭示事項



医療法人修志会グループ

【施設基準】

- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・「第9」の1の（2）のアに規定する在宅療養支援診療所
- ・時間外対応加算 1
- ・在宅がん医療総合診療科
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・機能強化加算
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- ・別添1の「第9」の2の（3）に規定する在宅医療充実体制加算
- ・在宅医療情報連携加算及び在宅歯科医療情報連携加算
- ・外来在宅ベースアップ評価料（1）の注5
- ・電子的診療情報連携体制整備加算 3
- ・在宅患者訪問診療料（1）の注13（在宅患者訪問診療料（11）の注6の規定により準用する場合を含む）及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療DX情報活用加算
- ・在宅データ提出加算
- ・訪問看護遠隔診療補助料

【在宅医療DX情報活用加算および電子的診療情報連携体制整備加算 3】

当院では、在宅医療における医療**DX**の推進および電子的な診療情報の連携・活用を通じて、質の高い在宅医療を提供するため、「在宅医療**DX**情報活用加算」および「電子的診療情報連携体制整備加算」の施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

- ・オンライン請求を実施しています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を整備しています。
- ・オンライン資格確認等システムにより取得した受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用し、計画的な医学管理の下で訪問診療を実施しています。
- ・電子的な診療情報を活用できる体制を整備し、他の医療機関等との適切な情報連携に努めています。
- ・電子処方箋および電子カルテ情報共有サービスについては、今後導入に向けて整備を進めてまいります。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）の利用促進に取り組んでいます。
- ・在宅医療**DX**情報活用体制および電子的診療情報連携体制に関する事項について、院内掲示および当ホームページに掲載しています。

当院では、医療**DX**を活用し、患者さん一人ひとりに対して安全で質の高い在宅医療を提供できるよう努めてまいります。

【在宅医療情報連携加算】

当院は、在宅で療養している患者の状態に応じて、
患者同意の上で**ICT**を活用して、在宅医療に関わる各連携機関と情報共有を行います。

【ICTシステム】

- メディカルケアステーション（MCS）
- LINE WORKS
- モバカルネット

〈主な連携機関〉

- **ABC**薬局
- ハンド薬局 鉄砲町店
- メニーピープル広島石内
- **elama**可部、**elama**山手
- ハローナースシーサイド
- 訪問看護ステーション エイトケア

医療機関の基本情報

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている医療機関です。

- ・ 管理者：服部 桃子
- ・ 標榜科目：内科・緩和ケア内科・精神科・整形外科・皮膚科
- ・ 診療日：月・火・水・木・金
- ・ 診療時間：**9：00～17：00**

※上記診療時間外は、訪問診療契約の患者様の緊急対応のみ行なっています。



医療法人
修志会グループ